

佐賀県告示第九十号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第六十条の規定に基づき、次の地方卸売市場の廃止を許可したので、佐賀県卸売市場条例（昭和四十六年佐賀県条例第三十七号）第二十三条の規定により告示する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

地方卸売市場名	開設者名	所在地	廃止年月日
地方卸売市場佐賀 青果市場多久分場	株式会社佐賀 青果市場	佐賀県多久市北多久町大 字小侍七〇五番地一〇	平成二四・三・三一